

枚方市コミュニティ連絡協議会会則

第1条（名称）

本会は、「枚方市コミュニティ連絡協議会」（以下「本会」）と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、枚方市役所内に置く。

第3条（目的）

本会は、「安全・安心で魅力ある地域づくり」を推進することを目的とする。

第4条（組織・運営）

本会は、校区コミュニティ協議会をもって組織する。

2 本会は、校区コミュニティ協議会の代表者（以下「校区代表者」）で運営する。

第5条（活動）

本会は、第3条（目的）を達成するために次の活動を行う。

- （1）校区コミュニティ協議会の連絡及び意見・情報交換
- （2）地域活性化をはかるための事業
- （3）行政等関係機関との連携
- （4）その他本会の目的達成に必要な活動

第6条（機関）

本会には、次の機関を置く。

- （1）総会
- （2）役員会
- （3）校区代表者会議
- （4）ブロック会議
- （5）必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

第7条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、次の事項を審議・決定する。

- （1）本会の活動方針
- （2）会則の改廃
- （3）役員及び会計監査の選任
- （4）決算及び事業報告

(5) 予算及び事業計画

(6) その他議決が必要であると認める事項

- 2 総会は、毎年6月末日までに会長が招集し、総会で選出された議長が運営する。
- 3 役員会が必要と認めたとき、または、校区代表者の過半数から要請があれば、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会・臨時総会は校区代表者をもって構成し、その過半数の出席（委任状提出者含む）をもって成立する。議決は出席者（委任状提出者含む）の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 校区代表者が出席できない場合は、議決に関する一切の権限を、校区代表者が同校区コミュニティ協議会の役員の中から指名する代理人（以下「代理人」）、または議長に委任することができる。
- 6 天災その他やむを得ない理由として役員会で決定した場合は、書面による開催ができるものとする。

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名（会長を選出したブロックを除く、各ブロックより1名）
 - (3) 会計 1名
 - (4) 幹事 6名（各ブロックより1名以上）
 - (5) 事務局長 1名
- 2 会長及び副会長はブロック代表を兼ねるものとする。
 - 3 役員は各ブロックから3名の校区代表者で構成する。

第9条（役員の選任）

役員は、校区代表者の中から校区代表者会議で選出し、総会の議決により選任する。

- 2 各役員の選出方法は次のとおりとする。
 - (1) 各ブロックにおいて、役員候補者として、校区代表者の互選で各3名（合計12名）を校区代表者会議にて選出する。
 - (2) 役員候補者に選出された12名による互選で役員を決定する。なお、決定の順序は次のとおりとする。
 - ①会長
 - ②事務局長（会長による指名）
 - ③副会長
 - ④その他の役員
- 3 役員は、本会の他の役員を兼務することができない。

第10条（役員の任務）

役員の任務は次の各号に定めるところによる。

- （１）会長は、本会を代表し全ての業務を総括する。
- （２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。なお、代行する者については、会長及び副会長３名の協議により選任された１名とし、協議については総会終了後に行うこととする。
- （３）会計は、本会の会計業務を取り扱う。
- （４）幹事は、副会長を補佐し、副会長に事故があるときは同じブロックの幹事がその任務を代行する。
- （５）事務局長は、会長と連絡調整し、本会の事務を総括し、役員会、校区代表者会議の進行を務める。

第11条（役員の任期）

役員の任期は１期２年とし、再任は妨げない。ただし、会長の継続再任は２期４年を限度とする。

- ２ 役員の任期中に欠員が生じた場合、次の各号の通り後任者を選出し、総会で選任する。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - （１）会長に欠員が生じた場合、副会長３名の協議により副会長から選出する。
 - （２）副会長に欠員が生じた場合、前任者の所属ブロックの幹事から選出する。
 - （３）会計及び幹事に欠員が生じた場合、前任者の所属ブロックから選出する。
 - （４）事務局長に欠員が生じた場合、前任者の所属ブロックから役員候補者を選出し、役員及び役員候補者の中から会長による指名により選出する。
- ３ 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第12条（役員会）

役員会は、会長が招集し、会を総括する。

- ２ 役員会は、役員で構成し、その過半数の出席をもって成立する。
- ３ 役員会での決定事項は、全員一致をもって決する。ただし、審議の結果まとまらない場合は、会長がこれを決する。
- ４ 役員会は、次の事項を審議し決定する。
 - （１）総会に提出する議案に関する事項
 - （２）総会決議事項の執行に関する事項
 - （３）校区代表者会議に提出する案件等に関する事項
 - （４）ブロック会議に附託する事項
 - （５）本会の資産管理に関する事項
 - （６）関係機関等から本会に委員等の推薦依頼に関する事項

(7) その他本会に関する事項

- 5 天災その他やむを得ない理由として会長が判断した場合は、書面による開催ができるものとする。

第13条（校区代表者会議）

校区代表者会議は、校区代表者で構成し、本会の方針の具体化と連絡調整を行う。

- 2 校区代表者会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。
- 3 校区代表者が出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 天災その他やむを得ない理由として役員会で決定した場合は、書面による開催ができるものとする。

第14条（ブロック会議）

ブロック会議は、別紙において定める東部、中部、南部、北部の4ブロックの校区代表者で構成する。

- 2 ブロック会議は、ブロック代表を兼ねる会長及び副会長が招集し、その議長となる。
- 3 校区代表者が出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 ブロック会議は次の事項について検討、調整を行う。
 - (1) 校区コミュニティ協議会に関する意見交換
 - (2) ブロック研修会の開催
 - (3) 役員会が附託した事項の検討
 - (4) その他ブロック運営に関わる事項
- 5 幹事はブロック代表を補佐し、ブロック会議の運営に携わるとともに、ブロックの庶務的事務を処理し、ブロック代表に事故があるときは、同じブロックの幹事がその任務を代行する。

第15条（会計）

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第16条（会計監査）

本会に会計監査を2名置く。

- 2 会計監査は、本会役員以外の校区代表者の中から校区代表者会議で選出し、総会の議決により選任する。
- 3 会計監査は、本会の会計を監査し、総会において報告を行う。
- 4 会計監査の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- 5 会計監査の任期中に欠員が生じた場合、校区代表者会議で本会役員以外の校区代表者の中から後任者を選出し、総会で選任する。この場合、後任者の任期は前任者の残

任期間とする。

- 6 会計監査は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（相談役）

役員会は、必要に応じて、相談役を置くことが出来る。

第18条（その他）

その他、本会則に定めのない事項については、役員会にて別途協議を行う。

付 則

平成9年8月2日制定

平成17年6月1日改正

平成20年3月15日改正

平成27年3月25日改正

役員選出内規は平成27年3月26日より廃止する。

平成30年12月19日改正

令和2年7月28日改正

令和5年3月19日改正

ただし、改正前の会則に基づき選任された役員の取り扱いについては、この会則に基づき役員及び会計監査が選任されるまでは、改正前の会則を適用するものとする。

令和6年6月23日改正

本会則は令和6年6月23日より施行する。